

# 東京都北区特別職報酬等審議会資料

令和7年12月12日

各種資料	【資料1】 令和7年特別区人事委員会勧告の概要	1頁
	【資料2】	
	1. 北区特別職の給料及び報酬の改定状況経過について	2頁
	2. 特別区人事委員会勧告と職員平均給与額	3頁
	3. 最高級号給の改定状況	3頁
4. 期末手当年間支給月数の推移	4頁	
【資料3】 各区の特別職報酬等一覧（高額順）		
1. 区議会議員	5頁	
2. 区長等	11頁	
3. 行政委員会委員	15頁	
4. 費用弁償	18頁	
【資料4】 特別区議会議長会要望（平成20年9月）	19頁	
過去の 本審議会 答申	【資料5】 令和4年12月16日 答申	21頁
	令和5年12月11日 答申	26頁
	令和6年12月22日 答申	31頁
関係条例	【資料6】	
	東京都北区特別職報酬等審議会条例	36頁
	東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	38頁
	東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例	41頁
	東京都北区長等の給料等に関する条例	46頁
	東京都北区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例	48頁
	東京都北区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例	49頁
	東京都北区監査委員の給与等に関する条例	51頁
	東京都北区長等の退職手当に関する条例	53頁
	東京都北区長の退職手当の特例に関する条例	55頁

## 令和7年 特別区人事委員会報告・勧告の概要

### 1. 月例給

- 公民較差14,860円（3.80%）※いわゆるベアに相当
- 初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ  
【初任給】I類：12,000円増、III類：18,300円増

### 2. 特別給（期末手当・勤勉手当）

- 年間の支給月数を0.05月引上げ（現行4.85月→4.9月）、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

### 3. 職員の平均年間給与の増減

- 職員の平均年間給与は、約27万6千円の増

## 1 北区特別職の給料及び報酬の改定状況経過について

### (1) 区議会議員

改定 年月日	議長		副議長		委員長		副委員長		議員		答申 年月日
	金額	改定率									
平成28年4月1日	926,200	0.36	795,000	0.35	661,000	0.36	633,900	0.36	616,800	0.36	27. 12. 22
平成29年4月1日	927,600	0.15	796,200	0.15	662,000	0.15	634,900	0.16	617,800	0.16	28. 12. 12
平成30年4月1日	928,800	0.13	797,200	0.13	662,800	0.12	635,700	0.13	618,600	0.13	29. 12. 20
平成31年4月1日	928,800	0	797,200	0	662,800	0	635,700	0	618,600	0	30. 12. 20
令和2年4月1日	923,400	△ 0.58	792,600	△ 0.58	659,000	△ 0.57	632,000	△ 0.58	615,000	△ 0.58	R 1. 12. 16
令和3年4月1日	923,400	0	792,600	0	659,000	0	632,000	0	615,000	0	R 2. 12. 15
令和4年4月1日	923,400	0	792,600	0	659,000	0	632,000	0	615,000	0	R 3. 12. 15
令和5年4月1日	923,400	0	792,600	0	659,000	0	632,000	0	615,000	0	R 4. 12. 16
令和6年4月1日	926,200	0.3	795,000	0.3	661,000	0.3	633,900	0.3	616,800	0.3	R 5. 12. 11
令和7年4月1日	935,500	1.0	803,000	1.0	667,600	1.0	640,200	1.0	623,000	1.0	R 6. 12. 12

### (2) 区長等

改定 年月日	区長		副区長		教育長	
	金額	改定率	金額	改定率	金額	改定率
平成28年4月1日	1,152,300	0	922,900	0	795,000	0.35
平成29年4月1日	1,152,300	0	922,900	0	845,200	6.31
平成30年4月1日	1,153,800	0.13	924,100	0.13	846,300	0.13
平成31年4月1日	1,153,800	0	924,100	0	846,300	0
令和2年4月1日	1,147,100	△ 0.58	918,700	△ 0.58	841,400	△ 0.58
令和3年4月1日	1,147,100	0	918,700	0	841,400	0
令和4年4月1日	1,147,100	0	918,700	0	841,400	0
令和5年4月1日	1,147,100	0	918,700	0	841,400	0
令和6年4月1日	1,150,500	0.3	921,500	0.3	843,900	0.3
令和7年4月1日	1,162,000	1.0	930,700	1.0	852,300	1.0

※副区長は、H18までは助役。

### (3) 行政委員会委員

改定 年月日	教育委員会				選挙管理委員会			
	委員長		委員		委員長		委員	
	金額	改定率	金額	改定率	金額	改定率	金額	改定率
平成9年1月1日	309,000	4.04	275,000	4.17	309,000	4.04	275,000	4.17
平成25年4月1日	304,000	△1.62	265,000	△3.64	304,000	△1.62	265,000	△3.64
平成26年4月1日	299,000	△1.64	255,000	△3.77	299,000	△1.64	255,000	△3.77
平成27年4月1日	—	—	245,000	△3.92	294,000	△1.67	245,000	△3.92

※教育委員会委員長は、法改正により、教育長に統合された。

### (4) 監査委員

改定 年月日	監査委員 (常勤・有識)		監査委員 (非常勤・有識)		監査委員 (非常勤・議員)	
	金額	改定率	金額	改定率	金額	改定率
	636,000	4.26	309,000	4.04	155,000	4.38
平成9年1月1日	636,000	4.26	309,000	4.04	155,000	4.38
平成16年4月1日	634,100	△0.30	309,000	0	155,000	0
平成30年4月1日	634,900	0.13	309,000	0	155,000	0
令和6年4月1日	636,800	0.30	309,000	0	155,000	0
令和7年4月1日	643,200	1.0	309,000	0	155,000	0

※代表監査委員(常勤)については、平成3年から常勤化

## 2 特別区人事委員会勧告と職員平均給与額

年度	勧告		実施時期	平均給与月額	(平均年齢)
	平均引上げ率	平均引上げ額			
平成28年度	0.15%	584円	平成28年4月1日	397,755円	(41.7歳)
平成29年度	0.13%	526円	平成29年4月1日	393,512円	(41.2歳)
平成30年度	△2.46%	△9,671円	平成30年4月1日	393,431円	(41.0歳)
令和元年度	△0.58%	△2,235円	平成31年4月1日	389,674円	(40.5歳)
令和2年度	△0.04%	△157円	令和2年4月1日	380,961円	(39.1歳)
令和3年度	△0.02%	△94円	令和3年4月1日	378,430円	(38.9歳)
令和4年度	0.24%	896円	令和4年4月1日	378,512円	(38.9歳)
令和5年度	0.98%	3,722円	令和5年4月1日	379,462円	(38.9歳)
令和6年度	2.89%	11,029円	令和6年4月1日	382,163円	(38.8歳)
令和7年度	3.80%	14,860円	令和7年4月1日	391,462円	(38.6歳)

## 3 最高級号給の改定状況

年度	級等及び号給 〔行 (一) 〕	給料月額	対前年度 引き上げ率	備考
平成28年度	8級113号給	514,100円	0.35	
平成29年度	8級113号給	515,500円	0.27	
平成30年度	6級89号給	515,500円	0	行政系人事・給与制度の見直し
令和元年度	6級89号給	512,600円	△ 0.56	
令和4年度	7級61号給	539,000円	5.15	7級職設置に伴う給料月額の設定
令和5年度	7級61号給	540,500円	0.28	
令和6年度	7級61号給	544,600円	0.76	
令和7年度	7級61号給	562,900円	3.36	

### ○ 教育長の給料を超える一般職（令和7年4月1日現在）

教育長の給料（月額852,300円）+地域手当と、一般職の給料+地域手当等とを比較。

⇒ 該当職員なし

#### 4. 期末手当 年間支給月数の推移

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特別職等	支給月数	3.50※1 3.40	3.50※2	3.60	3.60	3.75
	増減月数	0.1※1	0.1※2	0.1	改定なし	0.15
	改定年月日	28.4.1	29.4.1	30.4.1		2.4.1
人事委員会勧告	勧告年月日	28.10.11	29.10.11	30.10.10	元.10.21	2.10.23
	勧告内容	0.1	0.10	0.10※3	0.15	△0.05
	支給月数	4.40	4.50	4.60※3	4.65	4.60
	(期末)	(2.60)	(2.60)	(2.60)	(2.60)	(2.55)
	(勤勉)	(1.80)	(1.90)	(2.00)※3	(2.05)	(2.05)

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別職等	支給月数	3.70	3.55	3.65	3.75	3.95
	増減月数	△0.05	△0.15	0.1	0.1	0.2
	改定年月日	3.4.1	4.4.1	5.4.1	6.4.1	7.4.1
人事委員会勧告	勧告年月日	3.10.20	4.10.11	5.10.11	6.10.9	7.10.14
	勧告内容	△0.15	0.10	0.10	0.20	0.05
	支給月数	4.45	4.55	4.65	4.85	4.90
	(期末)	(2.40)	(2.40)	(2.40)	(2.50)	(2.525)
	(勤勉)	(2.05)	(2.15)	(2.25)	(2.35)	(2.375)

特別職等とは、区議会議員、区長、副区長、教育長及び常勤監査委員

※1 議員・教育長のみ引上げ、区長・副区長は据置。

※2 区長・副区長のみ引上げ、議員・教育長は据置。

※3 勧告実施なし

# 各区の特別職報酬等一覧（高額順）

## 1. 区議会議員

（令和7年6月1日現在）

順位	報酬月額										期末手当	
	議長		副議長		委員長		副委員長		議員			
	区名	支給額										
1	新宿	975,000	新宿	832,000	千代田	690,000	千代田	658,000	新宿	637,000	渋谷 4.30	
2	足立	951,000	千代田	820,000	新宿	685,000	新宿	654,000	墨田	631,000	荒川 4.28	
3	墨田	949,000	墨田	815,000	練馬	684,100	練馬	652,700	千代田	627,000	大田 4.22	
4	中央	940,000	足立	814,000	足立	682,000	足立	651,000	葛飾	626,000	中野 4.22	
5	大田	939,800	北 803,000		墨田	674,000	墨田	650,000	北 623,000		千代田 4.20	
6	千代田	939,000	文京	800,000	江東	671,000	葛飾	646,000	港	622,300	港 4.20	
7	世田谷	937,000	荒川	799,000	世田谷	670,800	中央	641,000	練馬	622,300	世田谷 4.10	
8	北 935,500		中央	798,000	北 667,600		北 640,200		世田谷	621,400	台東 4.10	
9	荒川	934,000	台東	798,000	葛飾	666,000	江東	639,000	足立	620,000	豊島 4.05	
10	文京	933,400	目黒	798,000	大田	665,800	大田	638,600	大田	619,600	足立 4.00	
11	渋谷	930,500	江東	796,000	目黒	664,000	世田谷	638,500	中央	618,000	杉並 3.98	
12	台東	930,000	港	794,900	荒川	664,000	荒川	636,000	渋谷	617,800	北 3.95	
13	葛飾	929,000	練馬	794,300	港	662,100	港	634,500	荒川	613,000	葛飾 3.92	
14	品川	928,000	板橋	794,000	中央	662,000	台東	634,000	台東	611,000	墨田 3.88	
15	江東	924,000	世田谷	793,300	台東	662,000	目黒	634,000	江東	610,000	板橋 3.85	
16	板橋	924,000	大田	792,800	中野	660,100	江戸川	631,600	江戸川	609,700	中央 3.75	
17	練馬	920,900	品川	792,000	江戸川	658,700	品川	631,000	品川	609,000	江戸川 3.75	
18	港	919,600	江戸川	788,500	文京	656,500	中野	630,300	板橋	609,000	目黒 3.75	
19	江戸川	918,700	豊島	786,700	品川	656,000	文京	629,100	豊島	608,700	品川 3.73	
20	目黒	913,000	杉並	781,600	板橋	655,000	板橋	629,000	文京	606,600	練馬 3.70	
21	中野	909,200	葛飾	780,000	渋谷	651,500	渋谷	628,200	目黒	603,000	江東 3.66	
22	豊島	901,100	渋谷	776,300	豊島	649,300	豊島	627,900	杉並	601,100	文京 3.50	
23	杉並	863,700	中野	770,400	杉並	649,200	杉並	622,100	中野	600,200	新宿 3.30	
平均		928,061		796,426		665,509		638,117		615,943		
											3.93	

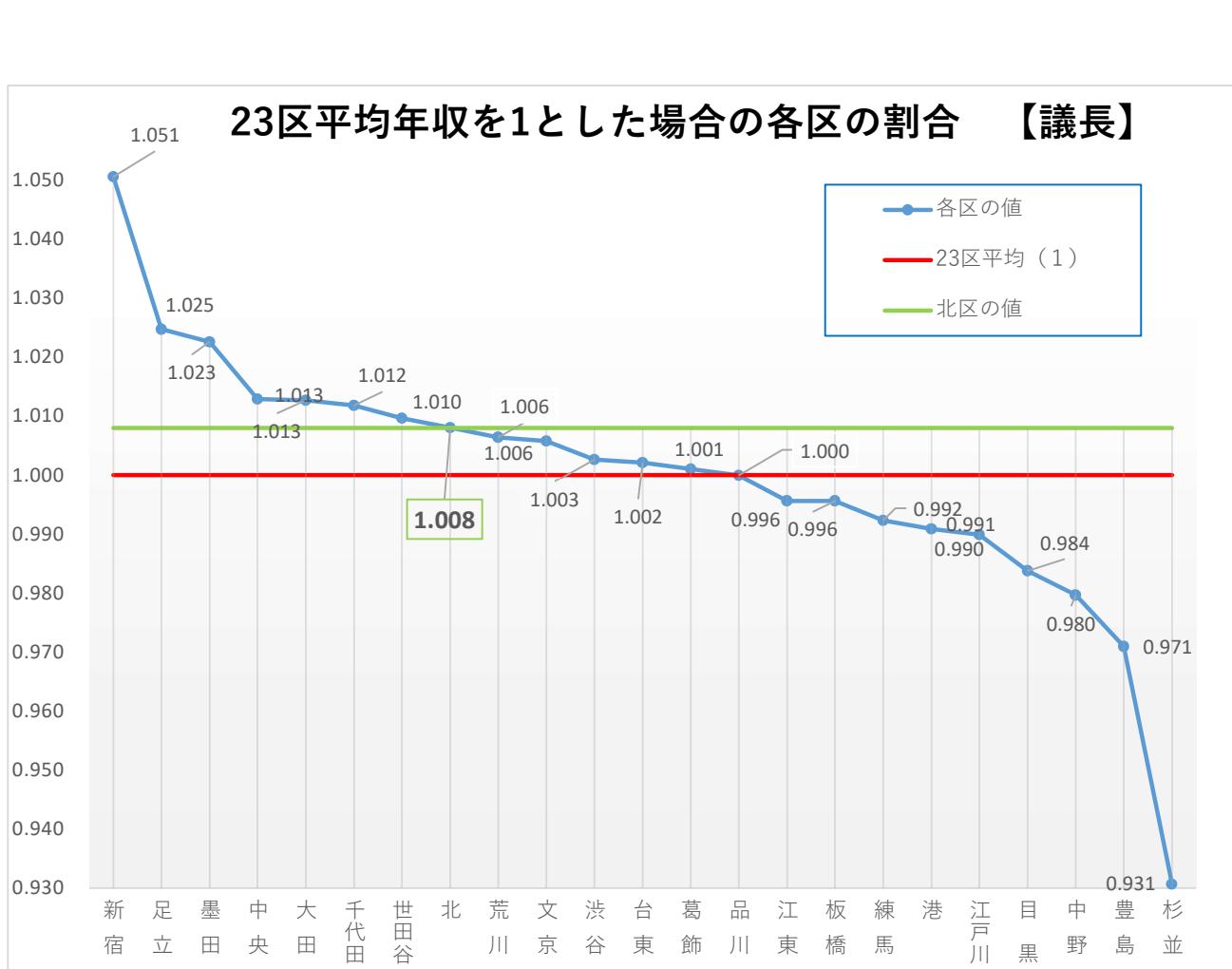
※同順位の場合は、市区町村コード順に表記。同順位の中に北区が含まれる場合は、北区以降を市区町村コード順に表記。

(令和 7 年 6 月 1 日 現在)

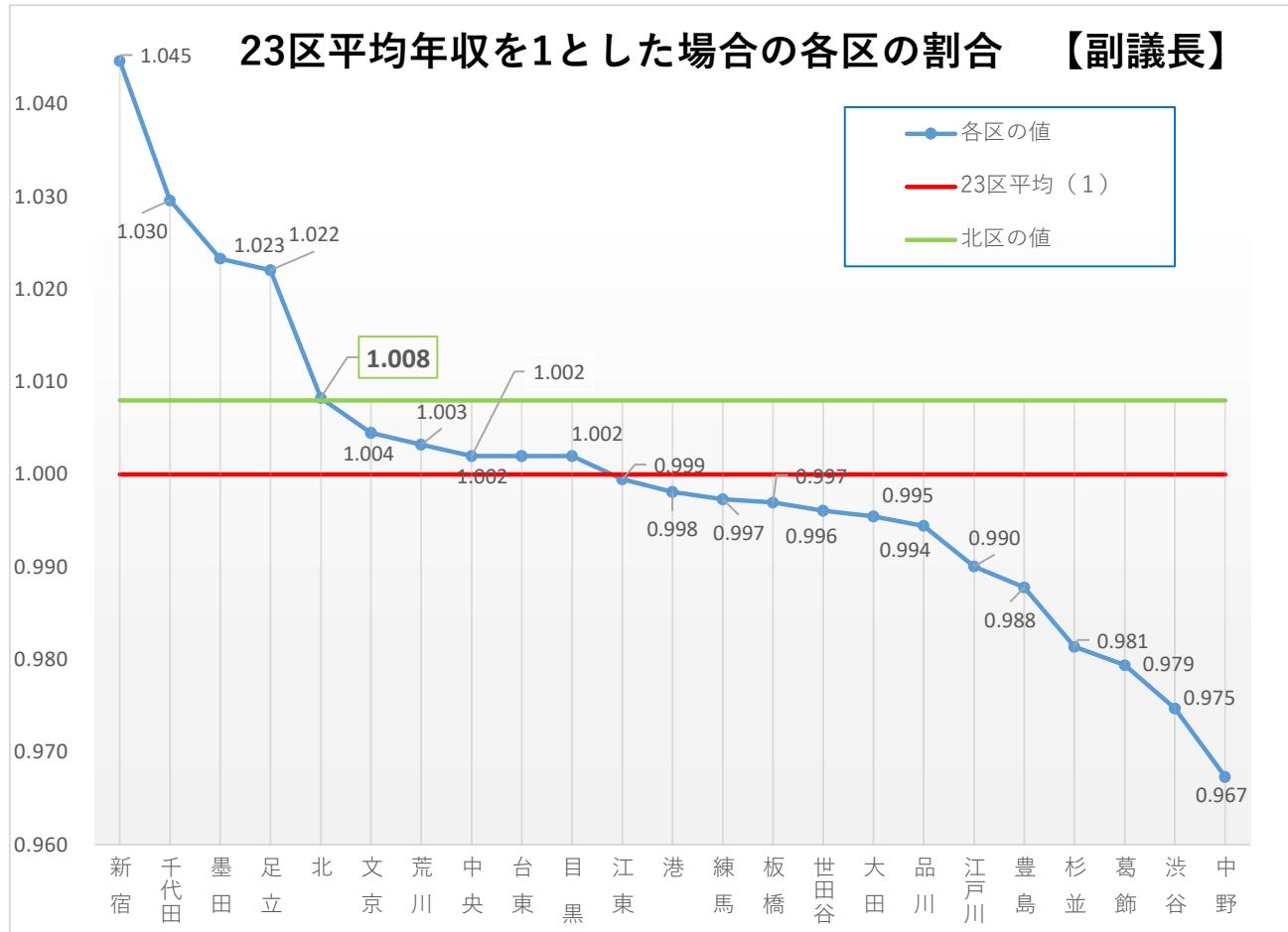
順位	年間支給総額										政務活動費 (年額)	
	議長		副議長		委員長		副委員長		議員			
区名	支給額	区名	支給額	区名	支給額	区名	支給額	区名	支給額	区名	支給額	
1	大田	17,028,236	千代田	14,833,800	千代田	12,482,100	千代田	11,903,220	千代田	11,342,430	世田谷	2,880,000
2	荒川	17,004,404	荒川	14,546,594	足立	12,139,600	足立	11,587,800	渋谷	11,265,583	大田	2,760,000
3	千代田	16,986,510	足立	14,489,200	荒川	12,088,784	荒川	11,579,016	港	11,257,407	練馬	2,520,000
4	渋谷	16,967,667	港	14,379,741	大田	12,063,630	大田	11,570,793	大田	11,226,532	江東	2,400,000
5	足立	16,927,800	墨田	14,365,190	世田谷	12,037,506	港	11,478,105	荒川	11,160,278	渋谷	2,400,000
6	世田谷	16,814,465	大田	14,364,743	港	11,977,389	世田谷	11,457,882	世田谷	11,151,023	江戸川	2,400,000
7	墨田	16,727,074	台東	14,320,110	中野	11,960,351	墨田	11,456,900	墨田	11,122,006	品川	2,280,000
8	台東	16,688,850	世田谷	14,235,768	渋谷	11,880,102	渋谷	11,455,227	葛飾	11,070,184	板橋	2,160,000
9	港	16,635,564	北	14,235,182	墨田	11,879,924	葛飾	11,423,864	北	11,044,232	葛飾	2,160,000
10	北	16,584,076	渋谷	14,155,830	台東	11,879,590	中野	11,420,405	足立	11,036,000	杉並	1,920,000
11	中野	16,473,794	豊島	14,060,295	練馬	11,879,396	台東	11,377,130	台東	10,964,395	足立	1,920,000
12	葛飾	16,428,436	新宿	13,965,120	北	11,834,879	北	11,349,145	豊島	10,878,990	北	1,800,000
13	中央	16,391,250	板橋	13,960,504	葛飾	11,777,544	練馬	11,334,135	中野	10,875,023	千代田	1,800,000
14	新宿	16,365,375	中野	13,958,877	江東	11,612,997	豊島	11,222,142	練馬	10,806,239	港	1,800,000
15	板橋	16,246,230	中央	13,915,125	豊島	11,604,614	中央	11,177,437	中央	10,776,375	新宿	1,800,000
16	品川	16,155,088	目黒	13,915,125	目黒	11,578,500	板橋	11,059,392	板橋	10,707,742	台東	1,800,000
17	豊島	16,104,909	杉並	13,889,812	中央	11,543,625	江東	11,059,173	新宿	10,692,045	中野	1,800,000
18	江戸川	16,019,831	葛飾	13,793,520	杉並	11,536,932	目黒	11,055,375	杉並	10,682,148	豊島	1,800,000
19	江東	15,991,668	練馬	13,793,019	板橋	11,516,536	杉並	11,055,338	江戸川	10,631,643	文京	1,680,000
20	練馬	15,991,428	品川	13,787,532	新宿	11,497,725	江戸川	11,013,525	品川	10,601,776	墨田	1,680,000
21	文京	15,937,805	江東	13,776,372	江戸川	11,486,081	品川	10,984,763	江東	10,557,270	目黒	1,680,000
22	目黒	15,920,437	江戸川	13,749,468	品川	11,419,976	新宿	10,977,390	目黒	10,514,812	中央	1,560,000
23	杉並	15,348,812	文京	13,660,000	文京	11,209,737	文京	10,741,882	文京	10,357,695	荒川	960,000
平均		16,423,466		14,093,519		11,777,718		11,293,045		10,900,949		1,998,261

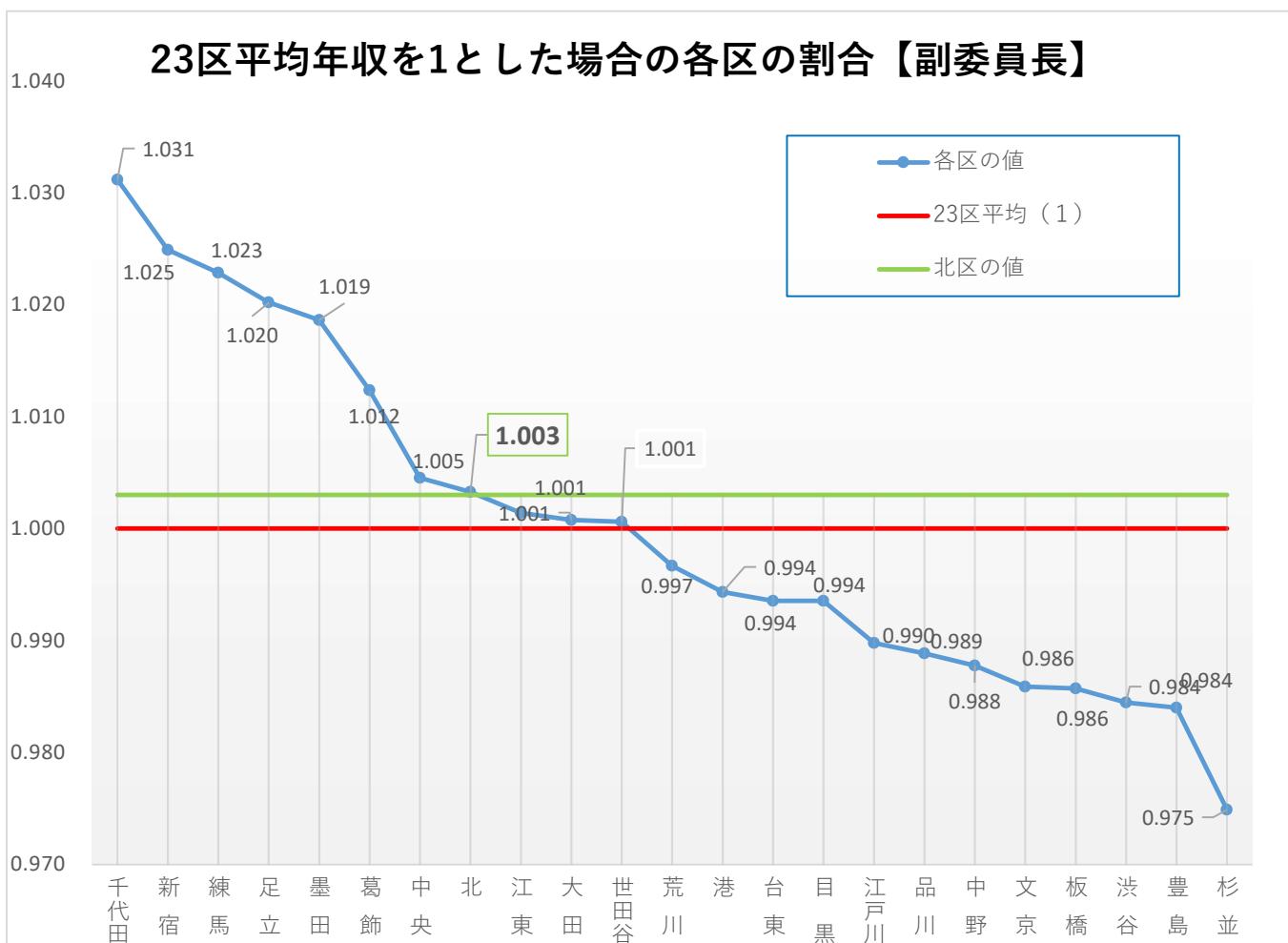
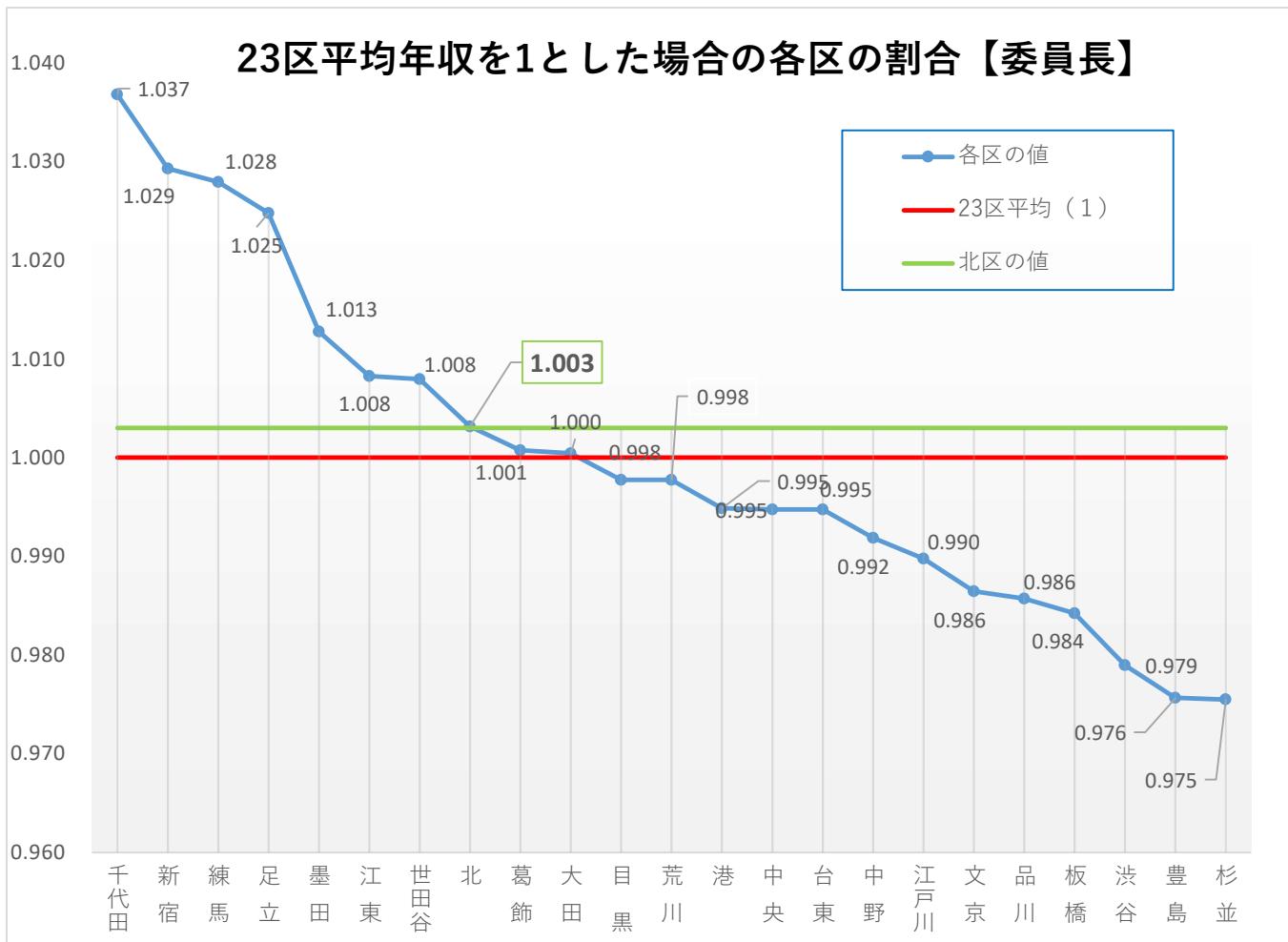
※政務活動費は、令和 7 年 9 月 1 日 現在

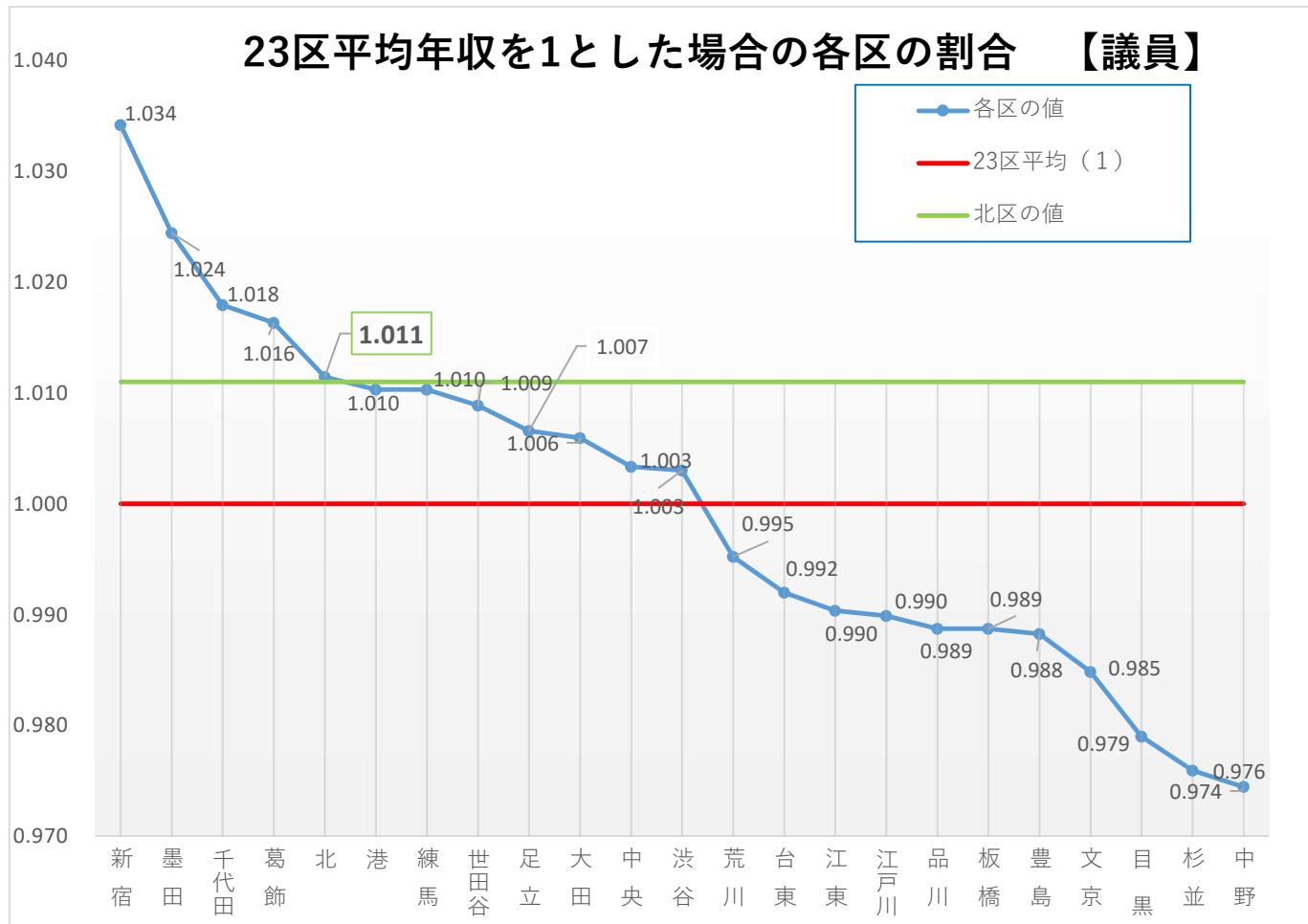
## 23区平均年収を1とした場合の各区の割合 【議長】



## 23区平均年収を1とした場合の各区の割合 【副議長】







このページは白紙です。

## 2. 区長等

(令和7年6月1日現在)

順位	給与月額							
	区長				副区長		教育長	
	区名	給料月額	地域手当	支給額	区名	給料月額	地域手当	支給額
1	新宿	1,206,000	13.0%	1,362,780	新宿	967,000	13.0%	1,092,710
2	墨田	1,175,000	12.0%	1,316,000	墨田	949,000	12.0%	1,062,880
3	江戸川	1,158,700	13.0%	1,309,331	大田	937,800	12.0%	1,050,336
4	大田	1,168,600	12.0%	1,308,832	中央	933,000	12.0%	1,044,960
5	千代田	1,305,000	0.0%	1,305,000	北	930,700	12.0%	1,042,384
6	中央	1,164,000	12.0%	1,303,680	千代田	1,042,000	0.0%	1,042,000
7	北	1,162,000	12.0%	1,301,440	足立	864,900	20.0%	1,037,880
8	江東	1,157,000	12.0%	1,295,840	品川	926,000	12.0%	1,037,120
9	足立	1,078,800	20.0%	1,294,560	葛飾	926,000	12.0%	1,037,120
10	板橋	1,153,000	12.0%	1,291,360	台東	925,000	12.0%	1,036,000
11	練馬	1,151,600	12.0%	1,289,792	江東	924,000	12.0%	1,034,880
12	台東	1,151,000	12.0%	1,289,120	板橋	924,000	12.0%	1,034,880
13	杉並	1,123,000	14.5%	1,285,835	練馬	920,900	12.0%	1,031,408
14	荒川	1,146,000	12.0%	1,283,520	荒川	920,000	12.0%	1,030,400
15	目黒	1,068,000	20.0%	1,281,600	杉並	899,900	14.5%	1,030,385
16	世田谷	1,061,600	20.0%	1,273,920	渋谷	918,100	12.0%	1,028,272
17	港	1,273,100	0.0%	1,273,100	文京	1,028,000	0.0%	1,028,000
18	葛飾	1,135,000	12.0%	1,271,200	目黒	854,000	20.0%	1,024,800
19	文京	1,270,200	0.0%	1,270,200	港	1,023,700	0.0%	1,023,700
20	中野	1,264,600	0.0%	1,264,600	江戸川	905,500	13.0%	1,019,770
21	渋谷	1,123,300	12.0%	1,258,096	中野	1,015,200	0.0%	1,015,200
22	豊島	1,048,300	20.0%	1,257,960	豊島	840,600	20.0%	1,008,720
23	品川	921,600	12.0%	1,032,192	世田谷	817,100	20.0%	980,520
平均				1,279,129				1,033,666
								924,506

※ 千代田区、港区、文京区、中野区は、地域手当なし

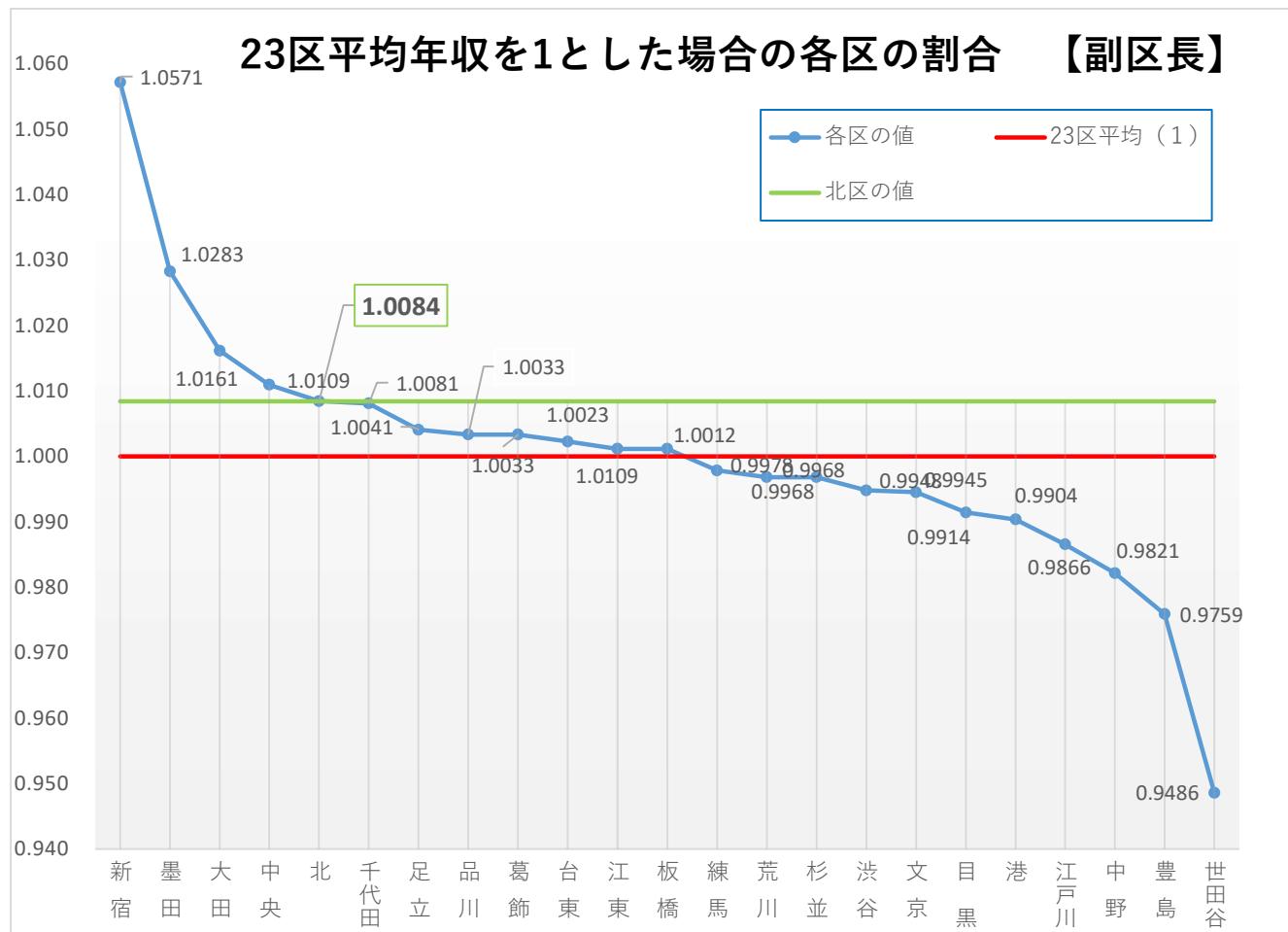
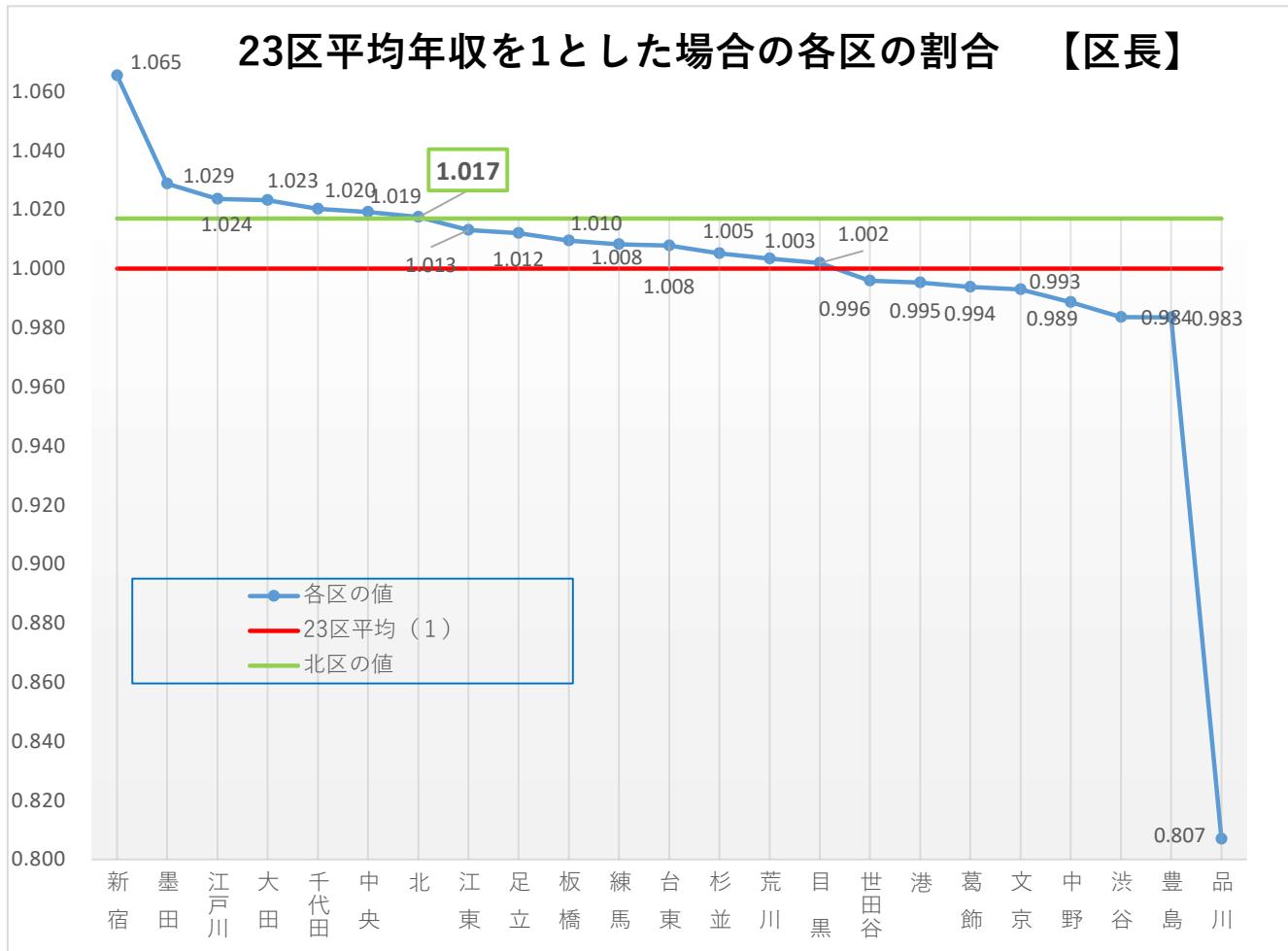
※ 同順位の場合は、市区町村コード順に表記。同順位の中に北区が含まれる場合は、北区以降を市区町村コード順に表記。

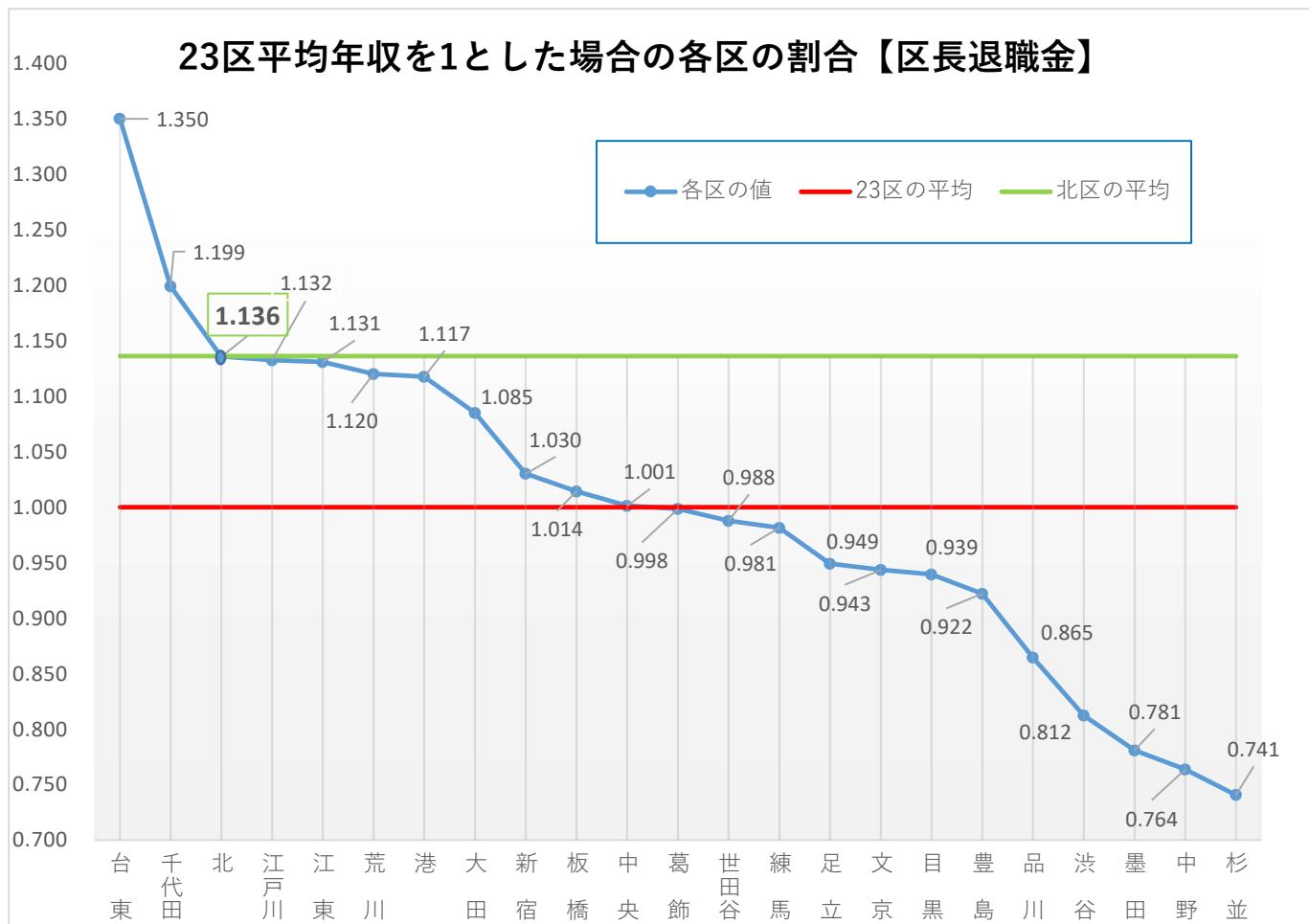
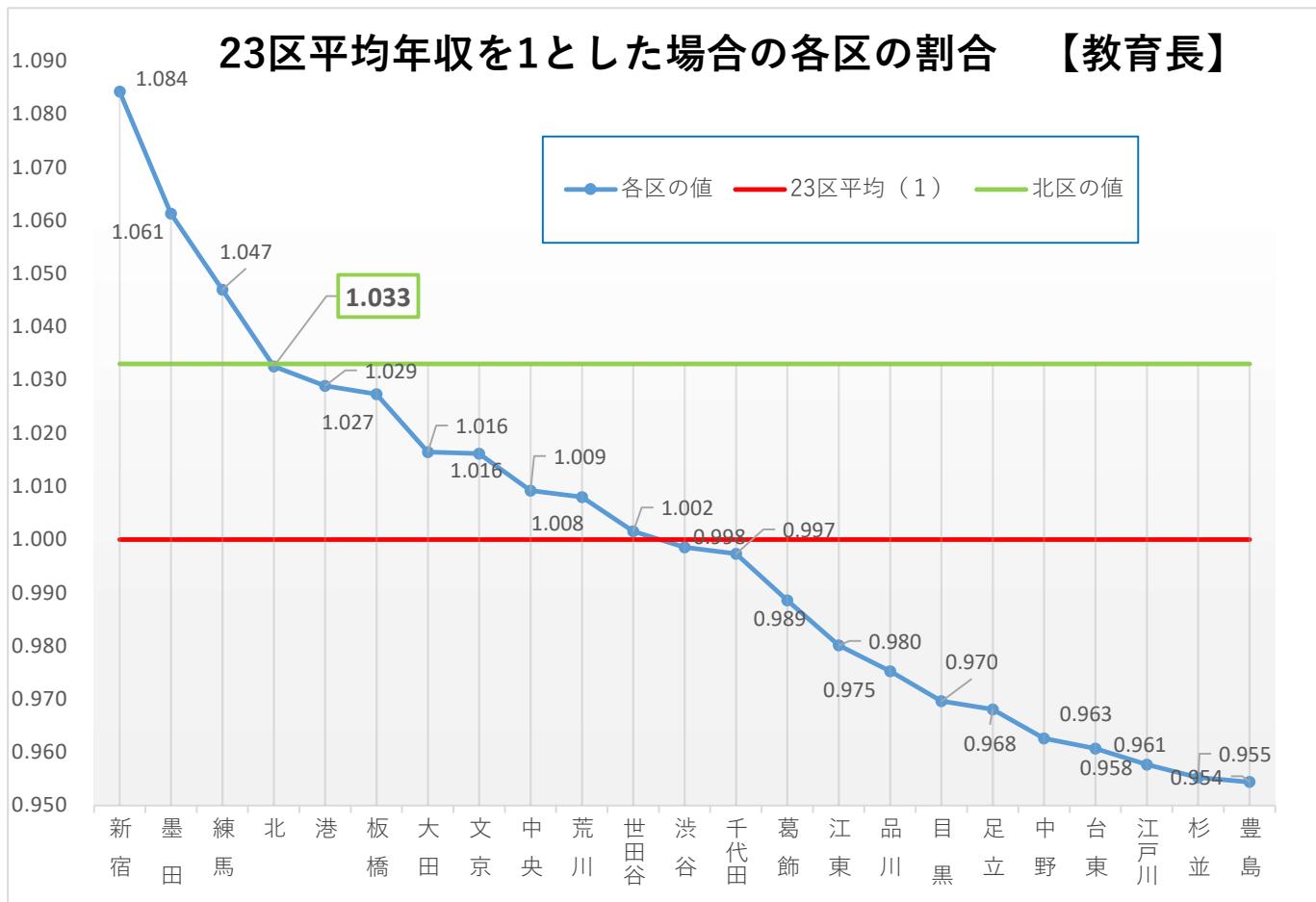
※ 北区は、平成19年1月1日から、区長等に支給される地域手当を当分の間12%に据え置くことを条例で定めている。

※ 品川区は、品川区長の給与の特例に関する条例に基づき、給与月額が2割減となっている。

(令和7年6月1日現在)

期末手当		年間支給総額						退職手当		
順位	区長		区長		副区長		教育長		区長	
	区名	支給月数	区名	支給額	区名	支給額	区名	支給額	区名	支給額
1	杉並	4.23	千代田	23,607,450	千代田	18,849,780	港	17,207,208	台東	27,624,000
2	千代田	4.20	杉並	23,144,490	墨田	18,623,859	墨田	17,191,254	千代田	24,534,000
3	港	4.20	大田	23,138,350	大田	18,568,495	北	16,821,248	北	23,240,000
4	豊島	4.20	墨田	23,059,046	杉並	18,546,498	新宿	16,728,642	江戸川	23,174,000
5	台東	4.10	港	23,030,379	港	18,518,733	千代田	16,678,980	江東	23,140,000
6	荒川	4.10	台東	22,991,685	台東	18,477,245	荒川	16,619,532	荒川	22,920,000
7	世田谷	4.10	北	22,933,580	荒川	18,377,368	大田	16,612,250	港	22,864,876
8	渋谷	4.10	荒川	22,891,808	北	18,368,574	板橋	16,601,210	大田	22,203,400
9	大田	3.99	新宿	22,744,918	渋谷	18,339,414	練馬	16,505,096	新宿	21,080,880
10	北	3.95	世田谷	22,642,866	新宿	18,237,426	渋谷	16,463,724	板橋	20,754,000
11	中野	3.94	中央	22,601,970	葛飾	18,231,532	世田谷	16,457,456	中央	20,486,400
12	葛飾	3.92	板橋	22,572,164	中央	18,116,527	文京	16,176,468	葛飾	20,430,000
13	墨田	3.88	豊島	22,536,353	板橋	18,089,054	中央	16,174,777	世田谷	20,212,864
14	江戸川	3.88	渋谷	22,438,366	中野	17,982,237	葛飾	16,065,799	練馬	20,083,904
15	板橋	3.85	中野	22,399,859	品川	17,951,084	杉並	15,896,117	足立	19,418,400
16	目黒	3.80	葛飾	22,346,424	豊島	17,929,157	台東	15,840,492	文京	19,307,040
17	中央	3.75	江東	22,300,064	江東	17,809,212	中野	15,762,798	目黒	19,224,000
18	品川	3.73	目黒	22,237,896	目黒	17,781,988	豊島	15,683,213	豊島	18,869,400
19	江東	3.66	練馬	21,994,062	文京	17,702,160	品川	15,605,424	品川	17,694,720
20	文京	3.60	江戸川	21,873,712	世田谷	17,628,932	江東	15,592,698	渋谷	16,624,840
21	練馬	3.55	文京	21,872,844	練馬	17,587,992	目黒	15,554,034	墨田	15,980,000
22	新宿	3.30	足立	20,986,004	江戸川	17,428,851	江戸川	15,116,394	中野	15,630,456
23	足立	2.99	品川	17,865,787	足立	16,824,986	足立	14,508,121	杉並	15,160,500
平均		3.87		22,356,960		18,085,700		16,167,954		20,463,377





### 3. 行政委員会委員

(令和7年9月1日現在)

順位	教育委員会			選挙管理委員会	
	教育長職務代理者	委員	委員長	委員	
1	中野 306,000	中野 306,000	練馬 311,700	中野 265,000	
2	杉並 272,000	江戸川 255,000	港 310,000	練馬 248,900	
3	新宿 271,000	千代田 250,000	中央 307,000	大田 248,800	
4	板橋 263,000	新宿 248,900	墨田 305,000	港 246,000	
5	中央 258,000	練馬 248,800	杉並 303,000	中央 246,000	
6	文京 255,600	大田 247,000	大田 299,000	北 245,000	
7	荒川 252,000	中央 246,000	板橋 298,000	板橋 243,000	
8	品川 251,000	港 246,000	文京 295,400	杉並 242,000	
9	千代田 250,000	北 245,000	台東 294,200	墨田 241,000	
10	世田谷 249,000	板橋 242,000	北 294,000	荒川 240,000	
11	練馬 248,900	杉並 242,000	中野 293,000	世田谷 238,000	
12	大田 248,800	荒川 241,000	足立 290,000	文京 235,800	
13	港 246,000	世田谷 240,000	江東 289,000	台東 234,600	
14	北 245,000	墨田 238,000	世田谷 287,000	品川 234,000	
15	江戸川 242,000	品川 235,800	荒川 286,000	豊島 234,000	
16	墨田 241,000	豊島 234,600	目黒 286,000	足立 232,000	
17	台東 234,600	文京 234,000	品川 285,000	江東 231,000	
18	豊島 234,000	足立 234,000	江戸川 284,000	目黒 229,000	
19	足立 232,000	台東 232,000	豊島 282,000	葛飾 223,000	
20	江東 231,000	江東 231,000	葛飾 279,000	江戸川 219,000	
21	目黒 229,000	目黒 229,000	渋谷 月額・日額併用	渋谷 月額・日額併用	
22	葛飾 223,000	葛飾 223,000	千代田 日額制	千代田 日額制	
23	渋谷 月額・日額併用	渋谷 月額・日額併用	新宿 日額制	新宿 日額制	
平均 249,223		平均 243,141	平均 293,915	平均 238,805	

※千代田区は、選挙管理委員会委員について、平成27年6月28日から日額制。

選挙管理委員会委員の平均には千代田区分を含まない。

選挙管理委員会委員長の日額30,000円、委員の日額25,000円

※新宿区は、選挙管理委員会委員について、平成22年12月27日から日額制。

選挙管理委員会委員の平均には新宿区分を含まない。

選挙管理委員会委員長の日額35,000円、委員の日額30,000円

※渋谷区は、平成24年4月より月額日額併用制（表には月額分のみ記載、平均には含まない）

教育委員会教育長職務代理者月額150,000円、日額25,000円 委員月額140,000円、日額25,000円

選挙管理委員会委員長月額150,000円、日額25,000円 委員月額140,000円、日額25,000円

※各行政委員の平均には、日額制導入区を含まない。

(令和7年9月1日現在)

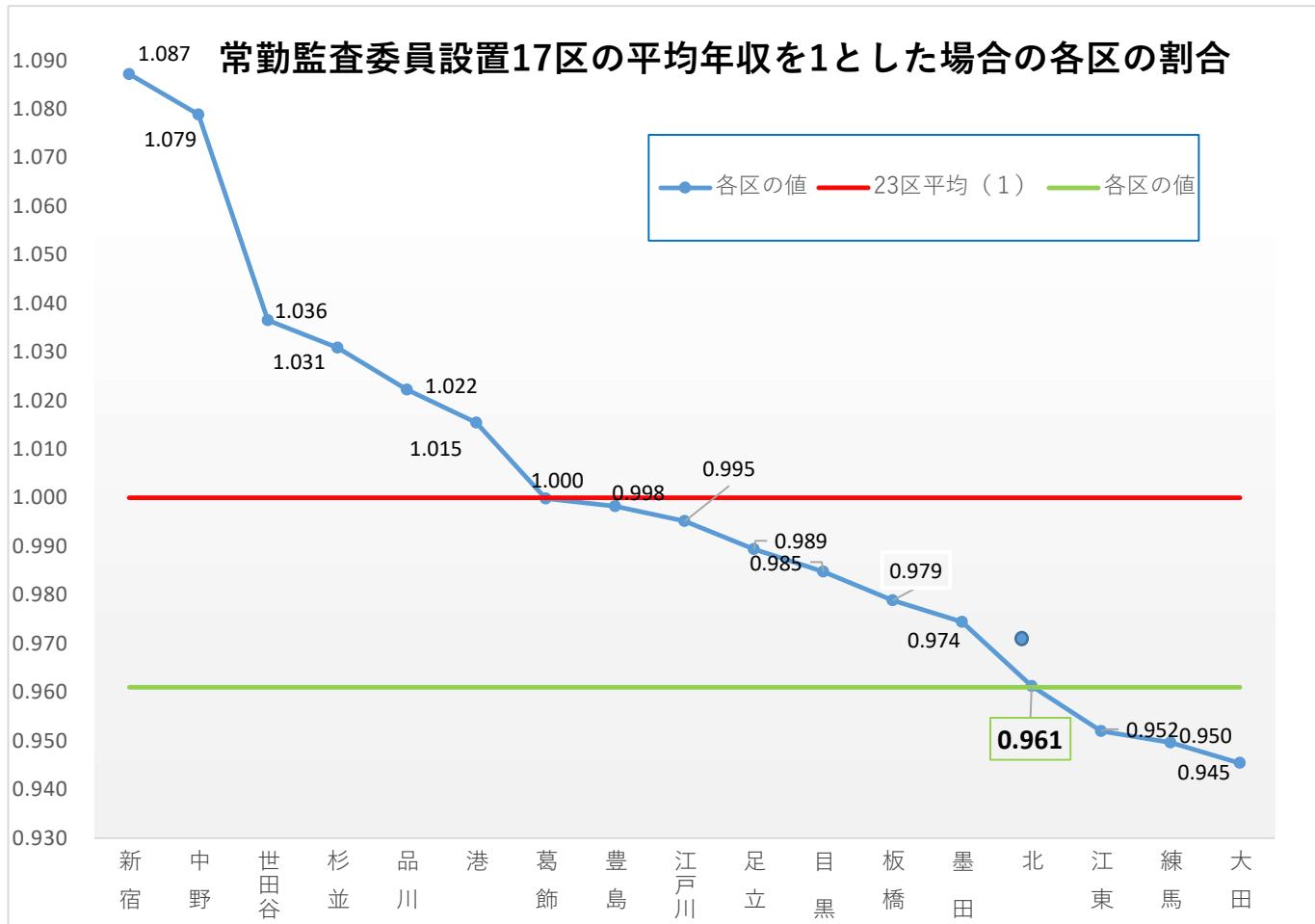
順位	監査委員(有識・常勤・代表)						監査委員(有識・非常勤)		監査委員(議員・非常勤)	
	区名	給料月額	地域手当	合計	区名	期末手当	区名	年間支給総額	大田	360,600
1	新宿	721,000	13%	814,730	杉並	4.23	杉並	13,905,234	新宿	195,000
2	中野	808,500	0%	808,500	港	4.20	世田谷	13,806,261	目黒	195,000
3	世田谷	647,300	20%	776,760	世田谷	4.10	中野	13,769,967	台東	186,700
4	杉並	674,700	15%	772,531	豊島	4.10	港	13,766,490	品川	182,000
5	品川	684,000	12%	766,080	大田	3.99	新宿	13,597,915	大田	173,300
6	港	761,000	0%	761,000	北	3.95	豊島	13,296,498	世田谷	167,000
7	葛飾	669,000	12%	749,280	葛飾	3.92	品川	13,259,764	中央	166,000
8	豊島	623,400	20%	748,080	墨田	3.88	葛飾	13,171,593	江戸川	158,000
9	江戸川	660,000	13%	745,800	板橋	3.85	板橋	12,822,868	千代田	156,000
10	足立	617,900	20%	741,480	目黒	3.80	目黒	12,805,530	板橋	155,900
11	目黒	615,000	20%	738,000	品川	3.73	墨田	12,795,317	中央	155,000
12	板橋	655,000	12%	733,600	江東	3.66	北	12,694,388	江戸川	155,000
13	墨田	652,000	12%	730,240	練馬	3.55	大田	12,525,517	板橋	152,000
14	北	643,200	12%	720,384	中野	3.47	江戸川	12,405,069	墨田	152,000
15	江東	637,000	12%	713,440	新宿	3.30	江東	12,277,563	杉並	151,000
16	練馬	635,400	12%	711,648	江戸川	3.26	練馬	12,135,313	文京	148,000
17	大田	632,600	12%	708,512	足立	2.99	足立	12,020,070	文京	147,600
18	千代田	0	0%	0	千代田	0.00	千代田	0	江東	145,000
19	中央	0	0%	0	中央	0.00	中央	0	中野	143,000
20	文京	0	0%	0	文京	0.00	文京	0	足立	137,000
21	台東	0	0%	0	台東	0.00	台東	0	葛飾	134,000
22	荒川	0	0%	0	荒川	0.00	荒川	0	港	125,000
23	渋谷	0	0%	0	渋谷	0.00	渋谷	0	渋谷	月額・日額併用
	平均	666,882	12.7%	749,416	平均	3.76	平均	13,003,256	平均	305,405
										平均 158,159

※人口25万人未満の区は、常勤監査委員の設置義務なし。代表監査導入区については代表監査の額を記載。

※渋谷区は、平成24年4月より月額日額併用制

監査委員(有識、非常勤)月額160,000円 日額25,000円

監査委員(議員、非常勤)月額80,000円 日額12,500円



#### 4. 費用弁償

(令和7年9月1日現在)

区名	議員	行政委員	備 考
千代田	実費	実費	
中央	2,500円	2,500円	
港	2,000円	2,000円	
新宿	2,500円	2,500円	
文京	2,000円	2,000円	
台東	0	3,000円	
墨田	規定なし	規定なし	
江東	0	実費	
品川	実費	3,000円	議員 R7.4.1改定
目黒	2,000円	2,000円	
大田	3,000円	3,000円	
世田谷	実費	実費	
渋谷	2,000円	2,000円	
中野	実費	3,000円	議員 R6.4.1日額旅費廃止。区域外を実費支給
杉並	支給なし	実費	
豊島	実費	実費	
北	2,000円	2,000円	H23.5.1に金額改定
荒川	0	3,000円	
板橋	3,000円	3,000円	
練馬	規定なし	1,000円	
足立	3,000円	3,000円	
葛飾	3,000円	3,000円	
江戸川	3,000円	3,000円	
平均額	2,000円	2,529円	

※ 平均額は、「実費」の区を含まず、「支給なし」の区は0円で算出。

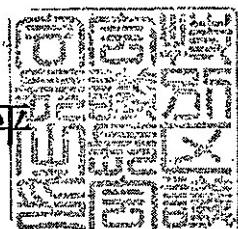
平成20年9月18日

北区長

花川 興惣太 様

特別区議会議長会

会長 桑原 公平



真の地方分権を支える議員活動の充実・  
強化のためのさらなる基盤整備について

特別区議会議員の活動の充実・強化のための基盤整備を求め、特  
別区議会議長会の総意として、別紙のとおり、8月12日に決議い  
たしました。また9月10日には特別区長会会長に要望いたしまし  
たので、各区長におかれましてもご理解をいただくようお願い申し  
上げます。



## 真の地方分権を支える議員活動の充実・強化のためのさらなる基盤整備について

地方議会は、住民の負託に応え、幅広い活動を行っているが、地方分権改革の進展により、地方自治体の権限や機能が拡大する中で、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重いものになり、これに伴い議会を構成する地方議員に求められる役割も重さを増し、活動領域も拡大している。今日、地方議会の議員は、議会の会議に出席して議案の審査等を行うのはもとより、当該自治体の事務や住民福祉の向上に資する各種施策に関する調査研究、住民の意思やニーズを把握するための様々な活動など、いわゆる議員活動を、夜を日に継いで行っているのであり、名譽職的な要素は大きく薄れ、その活動は常勤化、専業化している。

このような地方議会の実態等を踏まえ、住民の負託に応えて、これまで以上に積極的に議員活動を展開していくためには、地方議員の位置付け等の明確化と、活動を支える基盤の整備が不可欠である。

本年6月には、地方自治法が改正され、議会活動の範囲の明確化と議員報酬に関する規定が整備された。この改正は、我々が希求する地方議員のあるべき姿を実現するための第一歩である。今こそ、住民起点に立ち、「議員の活動とはなにか」、「議員活動を支える議員報酬とはいかにあるべきか」、住民、行政とともに正面から議論する時期にきているといえる。

本年5月に出された地方分権改革推進委員会「第1次勧告～生活者の視点に立つ『地方政府』の確立～」では、「開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会」として、地方議会改革の方向性が示されている。我々が目指すものも、こうした改革の担い手であり、真の地方分権の支え手としての地方議員である。そのためには、議員の公選職として位置付けをより鮮明にし、その職務と役割をさらに明確なものにすることである。また、政治的、経済的な活動基盤の強化も不可欠である。

これら基盤整備の中でも、報酬等の経済的基盤は、議員が専従して活動を推進していく重要な要素の一つといえる。この経済的基盤が地方分権時代にふさわしい議員活動に見合うものでなければ、近い将来、議員としての有為な人材の参加が得られなくなり、地方分権のための議会改革はおろか、議会制度そのものの危機が訪れるといつても過言ではない。

よって、各特別区長においては、地方自治法の改正の趣旨を十分に勘案し、将来の区政の発展、議会の発展、区民福祉の向上のため、議員のあるべき姿とその役割についてもう一度見つめなおし、真の地方分権を支えるための議員活動の充実、強化のために、報酬等の経済的基盤を中心とした基盤整備を早急に行っていただくことを強く求めるものである。

(写)

令和4年12月16日

東京都北区長  
花川 輿惣太 殿

東京都北区特別職報酬等審議会

会長 大前 孝太郎



東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに  
区長、副区長及び教育長の給与の額等の適否について（答申）

令和4年12月16日付、4北総総第4197号で諮詢を受けた標記の件について、本審議会の意見は別紙のとおりです。



東京都北区特別職報酬等審議会委員

会長 大前 孝太郎

会長職務  
代理者 尾花 秀雄

委員 岩脇 彰信

委員 牛村 福太郎

委員 大貫 新一

委員 小池 孝則

委員 齊藤 正美

委員 高木 佳子

委員 西村 博匡

委員 増田 幹生

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、令和4年12月16日、東京都北区長から以下の適否について諮詢を受けた。

- (1) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づく、東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額
- (2) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づく、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第100条第14項に規定する政務活動費の額

審議にあたっては、各委員が区民各界の代表としての自覚と見識をもって、公正な立場から、特別職等の職責、他の特別区の状況など、関係資料を参考にしながら、多角的かつ慎重な審議を行い、以下の結論を得た。

## 2 結 論

### (1) 報酬等の額

令和4年10月11日、特別区人事委員会は一般職員の給与について、令和4年4月時点で、公民格差が896円(0.24%)であるとして、公民格差を解消するため、初任給及び若年層について月例給与の引上げを勧告した。

特別区人事委員会勧告を踏まえつつ、このたびの審議においては、まず議員報酬並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給与については、それぞれその果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、特別区人事委員会勧告等の内容や社会経済情勢の動向、国や他自治体との均衡等を総合的に判断し、区民の理解と納得が得られるものでなければならぬということを改めて確認した。

近年の改定の経緯を振り返ると、議員報酬については、令和2年については特別区人事委員会勧告による一般職の給料措置と同程度の引下げを行い、令和3年及び令和4年は据置きとした。一方で、現状の議員活動は広範囲化し、常勤化するとともに、地方議会議員年金制度が廃止になったこと等により、新たな人材の確保についても厳しい環境となっている。

また、区長、副区長及び教育長の給与についても、令和2年については、議員報酬月額と同様、引下げを行い、令和3年及び令和4年についても議

員月額と同様に据置きとした。

これまで本審議会は、区長、副区長及び教育長についても、執行機関の最高責任者としての職責相応の年収が確保されるべきであることを答申してきたところである。

一方、これまで本審議会の答申では、「特別区人事委員会が一般職の給与に対して改定すべきとの勧告を行った場合には、特別職の報酬についても同様の対応を行うべきである」という趣旨の付言をしたところである。また、「23 区において、一定程度均衡することが望ましいと考える」ともしている。

以上の考えを踏まえ、特別区人事委員会勧告の内容が、初任給及び若年層の給料月額の引上げとされていることから、本審議会は、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の報酬等の額について、据え置きが妥当であるとの結論に至った。

## (2) 期末手当の額

特別区人事委員会は、特別区職員の期末手当及び勤勉手当について、「民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げる」とする勧告を行った。

これまで本審議会は、一般職員の期末勤勉手当において改定があった場合、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当についても同趣旨の対応を行うことが適当であるとの考えを示してきたところである。

したがって、「(1) 報酬等の額」で示した考え方について、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、年間の支給月数を0.1月引上げることが適当である。

## (3) 地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員の報酬及び政務活動費について

地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員、いわゆる行政委員会委員の報酬については、委員の職責や他区との均衡等を総合的に勘案すると、現在の報酬額は妥当なものと判断した。

ただし、昨今、他の特別区を含む各地において、支給方法のあり方を含め報酬の見直しをめぐる議論等が散見される。

教育委員会と選挙管理委員会の委員の報酬については、平成 24 年の本審議会答申において、他区との均衡に留意した報酬額の改定の検討を求め、平成 25 年から 3 年間で段階的に引下げられたところであるが、他区との均衡にさらに留意し、引き続き、報酬額及びその支給方法の適否について検討を求めるものである。

政務活動費については、議員の職責が増大し、その活動範囲が拡大しており、区民ニーズを的確に把握し、政策形成に反映させる必要性などから、これまでの本審議会答申同様、当面は、現在の水準に妥当性があるものと判断した。

#### （4）改定の実施時期等

改定の実施時期については、従来の実施時期等を考慮して、令和 5 年 4 月 1 日から実施することが適当である。

また、我が国の社会経済情勢をはじめ、北区を取り巻く環境の急激な変化や、他の特別区との不均衡など、特別職の報酬等についての状況に大きな変化・変動が生じたときには、本審議会を開催し、検討を実施すべきである。

昨今の新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢に起因する原材料価格の高騰等により、区民の生活は大きな影響を受け続けている。

引き続き、不透明な社会経済情勢における厳しい財政運営が見込まれる中、特別職には、より効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じ、区民の信頼と信託に応えるべく、その職責を全うしていただくことを期待したい。

(写)

令和5年12月11日

東京都北区長  
山 田 加奈子 殿

東京都北区特別職報酬等審議会

会長 大前 孝太郎



東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに  
区長、副区長及び教育長の給与の額等の適否について（答申）

令和5年12月11日付、5北総総第4205号で諮詢を受けた標記の件について、本審議会の意見は別紙のとおりです。



東京都北区特別職報酬等審議会委員

会長 大前孝太郎

会長職務  
代理者 成川友英

委員 牛村福太郎

委員 小林裕之

委員 齊藤正美

委員 下山 豊

委員 關 美幸

委員 田中義正

委員 西村博匡

委員 増田幹生

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、令和 5 年 12 月 11 日、東京都北区長から以下の適否について諮詢を受けた。

- (1) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 2 項の規定に基づく、東京都北区議會議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額
- (2) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 3 項の規定に基づく、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第 100 条第 14 項に規定する政務活動費の額

審議にあたっては、各委員が区民各界の代表としての自覚と見識をもって、公正な立場から、特別職等の職責、他の特別区の状況など、関係資料を参考にしながら、多角的かつ慎重な審議を行い、以下の結論を得た。

## 2 結 論

### (1) 報酬等の額

令和 5 年 10 月 11 日、特別区人事委員会は一般職員の給与について、令和 5 年 4 月時点で、公民格差が 3,722 円 (0.98%) であるとして、公民格差を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で 1,000 円以上の月例給与の引上げを勧告した。

特別区人事委員会報告を踏まえつつ、このたびの審議においては、まず議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給与については、それぞれその果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、特別区人事委員会勧告等の内容や社会経済情勢の動向、国や他自治体との均衡等を総合的に判断し、区民の理解と納得が得られるものでなければならないということを改めて確認した。

近年の改定の経緯を振り返ると、議員報酬については、令和 3 年から令和 5 年は据置きとした。一方で、現状の議員活動は広範囲化し、常勤化するとともに、地方議会議員年金制度が廃止になったこと等により、新たな人材の確保についても厳しい環境となっている。

また、区長、副区長及び教育長の給与についても、令和 3 年から令和 5 年については、議員月額と同様に据置きとした。

これまで本審議会は、区長、副区長及び教育長についても、執行機関の最高責任者としての職責相応の年収が確保されるべきであることを答申してきたところである。

一方、これまで本審議会の答申では、「特別区人事委員会が一般職の給与に対して改定すべきとの勧告を行った場合には、特別職の報酬についても同様の対応を行うべきである」という趣旨の付言をしたところである。また、「23区において、一定程度均衡することが望ましいと考える」ともしている。

特別区人事委員会勧告の内容が、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給の給与を対象としていることから、本審議会は、特別職の報酬等の額について、一般職の部長級（給料表6級・7級）の月額0.3%相当の引上げを行うことが妥当であるとの結論に至った。

また、常勤監査委員の給与月額についても、社会情勢等を鑑み議員報酬等と同様に、月額0.3%相当の引上げを行うことが妥当と考える。

## （2）期末手当の額

特別区人事委員会は、特別区職員の期末手当及び勤勉手当について、「民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げる」とする勧告を行った。

これまで本審議会は、一般職員の期末勤勉手当において改定があった場合、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当についても同趣旨の対応を行うことが適当であるとの考えを示してきたところである。

したがって、「（1）報酬等の額」で示した考え方を準じて、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、年間の支給月数を0.1月引上げることが適当である。

## （3）地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員の報酬及び政務活動費について

地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員、いわゆる行政委員会委員の報酬については、委員の職責や他区との均衡等を総合的に勘案すると、現在の報酬額は妥当なものと判断した。

ただし、昨今、他の特別区を含む各地において、支給方法のあり方を含め報酬の見直しをめぐる議論等が散見される。

教育委員会と選挙管理委員会の委員の報酬については、平成 24 年の本審議会答申において、他区との均衡に留意した報酬額の改定の検討を求め、平成 25 年から 3 年間で段階的に引下げられたところであるが、他区との均衡にさらに留意するとともに、職責や職務に応じた報酬額及びその支給方法の適否について早期の検討を求めるものである。

政務活動費については、議員の職責が増大し、その活動範囲が拡大しており、区民ニーズを的確に把握し、政策形成に反映させる必要性などから、これまでの本審議会答申同様、当面は、現在の水準に妥当性があるものと判断した。

#### （4）改定の実施時期等

改定の実施時期については、従来の実施時期等を考慮して、令和 6 年 4 月 1 日から実施することが適當である。

また、我が国の社会経済情勢をはじめ、北区を取り巻く環境の急激な変化や、他の特別区との不均衡など、特別職の報酬等についての状況に大きな変化・変動が生じたときには、本審議会を開催し、検討を実施すべきである。

原材料価格の高騰に起因する物価高等により、区民の生活は大きな影響を受け続けている。

引き続き、不透明な社会経済情勢における厳しい財政運営が見込まれる中、特別職には、より効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じ、区民の信頼と信託に応えるべく、その職責を全うしていただくことを期待したい。

(写)

令和6年12月12日

東京都北区長  
山 田 加奈子 殿

東京都北区特別職報酬等審議会

会長 大前 孝太郎



東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに  
区長、副区長及び教育長の給与の額等の適否について（答申）

令和6年12月12日付、6北総総第3593号で諮問を受けた標記の件について、本審議会の意見は別紙のとおりです。

東京都北区特別職報酬等審議会委員

会長 大前孝太郎

会長職務  
代理者 成川友英

委員 牛村福太郎

委員 大島佳奈子

委員 小林裕之

委員 齊藤正美

委員 下山 豊

委員 関美幸

委員 田中義正

委員 西村博匡

委員 増田幹生

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、令和 6 年 12 月 12 日、東京都北区長から以下の適否について質問を受けた。

- (1) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 2 項の規定に基づく、東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額
- (2) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 3 項の規定に基づく、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第 100 条第 14 項に規定する政務活動費の額
- (3) 区長の退職手当の額の適否について

審議にあたっては、各委員が区民各界の代表としての自覚と見識をもって、公正な立場から、特別職等の職責、他の特別区の状況など、関係資料を参考にしながら、多角的かつ慎重な審議を行い、以下の結論を得た。

## 2 結 論

- (1) 報酬等の額

令和 6 年 10 月 9 日、特別区人事委員会は一般職員の給与について、令和 6 年 4 月時点で、公民格差が 11,029 円 (2.89%) であるとして、公民格差を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で月例給与の引上げを勧告した。

特別区人事委員会報告を踏まえつつ、このたびの審議においては、まず議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給与については、それぞれその果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、特別区人事委員会勧告等の内容や社会経済情勢の動向、国や他自治体との均衡等を総合的に判断し、区民の理解と納得が得られるものでなければならないということを改めて確認した。

近年の改定の経緯を振り返ると、議員報酬については、令和 3 年から令和 5 年は据置きとし、令和 6 年は特別区人事委員会勧告による一般職の給料措置と同程度の引上げを行った。一方で、現状の議員活動は広範囲化し、常勤化するとともに、地方議会議員年金制度が廃止になったこと等により、新たな人材の確保についても厳しい環境となっている。

また、区長、副区長及び教育長の給与についても、令和3年から令和5年については、議員月額と同様に据置き、令和6年は同程度の引上げを行った。

これまで本審議会は、区長、副区長及び教育長についても、執行機関の最高責任者としての職責相応の年収が確保されるべきであることを答申してきたところである。

一方、これまで本審議会の答申では、「特別区人事委員会が一般職の給与に対して改定すべきとの勧告を行った場合には、特別職の報酬についても同様の対応を行うべきである」という趣旨の付言をしたところである。また、「23区において、一定程度均衡することが望ましいと考える」ともしている。

特別区人事委員会勧告の内容が、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給の給与を対象としていることから、本審議会は、特別職の報酬等の額について、一般職の部長級（給料表7級）の平均改定率である月額1.0%相当の引上げを行うことが妥当であるとの結論に至った。

また、常勤監査委員の給与月額についても、社会情勢等を鑑み議員報酬等と同様に、月額1.0%相当の引上げを行うことが妥当と考える。

## （2）期末手当の額

特別区人事委員会は、特別区職員の期末手当及び勤勉手当について、「民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.2月引上げる」とする勧告を行った。

これまで本審議会は、一般職員の期末勤勉手当において改定があった場合、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当についても同趣旨の対応を行うことが適当であるとの考えを示してきたところである。

したがって、「（1）報酬等の額」で示した考え方を準じて、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、年間の支給月数を0.2月引上げることが適当である。

## （3）地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員の報酬及び政務活動費について

地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員、いわゆる行政委員会委員の報酬については、委員の職責や他区との均衡等を総合的に勘案すると、現在の報酬額は妥当なものと判断した。

ただし、これまで、他の特別区を含む各地において、支給方法のあり方を含め報酬の見直しをめぐる議論等が散見してきた。

前回の本審議会において、他区との均衡にさらに留意するとともに、職責や職務に応じた報酬額及びその支給方法の適否について早期の検討を求めた。検討にあたっては、各行政委員における均衡を考慮する必要があるものの、まずは、他区等で日額制の導入事例がある選挙管理委員会の委員について、次回以降の本審議会で本格的な議論を行うため、他の特別区を含む各地のあり方の調査研究を求める。

政務活動費については、議員の職責が増大し、その活動範囲が拡大しており、区民ニーズを的確に把握し、政策形成に反映させる必要性などから、これまでの本審議会答申同様、当面は、現在の水準に妥当性があるものと判断した。

#### (4) 区長の退職手当の額の適否

区長の退職手当については、各地の審議会においても様々な検討が行われてきた。しかしながら、退職手当の性格や住民感情、民間企業の動向に加え、首長の選挙公約などが交錯し合うことで多焦点化し、明確な結論に至らないケースが散見される。他の特別区を含む各地における退職手当のあり方の調査研究を行うとともに区民等からの意見を反映する方法等、次回以降の本審議会で本格的な議論を行うことが妥当であると判断した。

#### (5) 改定の実施時期等

改定の実施時期については、従来の実施時期等を考慮して、令和7年4月1日から実施することが適当である。

また、我が国の社会経済情勢をはじめ、北区を取り巻く環境の急激な変化や、他の特別区との不均衡など、特別職の報酬等についての状況に大きな変化・変動が生じたときには、本審議会を開催し、検討を実施すべきである。

原材料価格等に起因する物価高等により、区民の生活は大きな影響を受け続けている。

引き続き、不透明な社会経済情勢における厳しい財政運営が見込まれる中、特別職には、より効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じ、区民の信頼と信託に応えるべく、その職責を全うしていただくことを期待したい。

○東京都北区特別職報酬等審議会条例

昭和三九年七月一日条例第二〇号

(設置)

**第一条** 北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の附属機関として、東京都北区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(意見の聴取)

**第二条** 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

2 区長は、少なくとも毎年一回、報酬等の額の適否について審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 前二項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について審議会の意見を聞くことができる。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の五に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第百条第十四項に規定する政務活動費の額の適否
- 二 その他区長が審議会の意見を求めることが必要と認めること。

(組織)

**第三条** 審議会は、学識経験を有する者、東京都北区の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから区長が委嘱する委員十二人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

**第四条** 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の選任・権限)

**第五条** 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

**第六条** 審議会は、区長が招集する。

(定足数)

**第七条** 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

**第八条** 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

**第九条** この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

○東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和三一年一二月一日条例第一二号

(通則)

**第一条** この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条第三項及び第四項の規定に基づき、東京都北区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に關し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

**第二条** 議会の議長、副議長、委員長及び副委員長（以下「議長等」という。）並びに議員の議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の減額)

**第二条の二** 議長等及び議員が連續して一年を超えて本会議及び委員会を欠席したときは、議員報酬を減額して支給する。

2 前項の規定による議員報酬の額は、別表に定める議員報酬に百分の二十を乗じて得た額を減額した額とする。

3 第一項の規定による議員報酬の額の減額は、最初に本会議又は委員会を欠席した日から一年を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、本会議又は委員会への出席を再開した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までとする。

(議員報酬の支給方法)

**第三条** 議員報酬は、議長等にあつては、その選挙又は互選された当月分から、議員にあつては、その職についた当月分から、それぞれ支給する。

(退職の場合の議員報酬の支給方法)

**第四条** 議長等及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。

(月の中途中で異動等のあつた場合の議員報酬の支給方法)

**第五条** 月の中途中において議員の職についた場合又は議員の職を離れた場合の当月分の議員報酬は、前二条の規定にかかわらず、在職日数に応じて支給する。

2 議員が、月の中途中において議長等に選挙又は互選された場合又は議長等の職を離れた場合の当月分の議員報酬は、前二条の規定にかかわらず、在職日数に応じて支給する。議長等の職にある者の間に異動があつた場合もまた同様とする。

(議員報酬の支給期日)

**第六条** 議員報酬は、毎月分をその月の末日までに支給する。

(費用弁償)

**第七条** 議長等及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、若しくは東京都北区議会会議規則（昭和三十一年十一月議決）第百十七条に定める議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（次項において「協議等の場」という。）に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により議長等及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、若しくは協議等の場に出席するため旅行したとき、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として二、〇〇〇円を支給する。ただし、公用車を利用したときは、支給しない。
- 3 前項に定めるもののほか議長等及び議員が公務のため旅行したときに支給する第一項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料とし、その額は副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は区長相当額とする。
- 4 旅費の支給方法は、東京都北区の一般職の職員に対して支給する旅費の例による。

(期末手当)

**第八条** 議長等及び議員で六月一日及び十二月一日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前一月以内に、退職、失職又は死亡した議長等及び議員（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に百分の百九十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
六月	百分の百
三月以上六月末満	百分の六十

三月未満	百分の三十
------	-------

3 前項の在職期間は、議員が任期満了等により退職又は失職し、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなしてこれを通算する。

4 期末手当は、当該期月の末日までに支給する。

(期末手当の減額)

**第九条** 前条の規定にかかわらず、第二条の二第三項の規定による議員報酬の額の減額の対象月に支給する期末手当の額は、前条第二項及び第三項の期末手当の額に百分の二十を乗じて得た額を減額した額とする。

(適用除外)

**第十条** 議長等及び議員が、次に掲げる事由により連續して一年を超えて本会議及び委員会を欠席したときは、第二条の二及び前条の規定は適用しない。

- 一 公務上の災害
- 二 前号に掲げる事由のほか、議長がやむを得ないと認める事由

**別表** (第二条関係)

議長 九三五、五〇〇円

副議長 八〇三、〇〇〇円

委員長 六六七、六〇〇円

副委員長 六四〇、二〇〇円

議員 六二三、〇〇〇円

○東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例

平成一三年三月二九日条例第四号

(趣旨)

**第一条** この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、東京都北区議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、東京都北区議会における会派（所属する議員が二人以上の場合をいう。以下「会派」という。）及び会派に属さない議員（以下「無会派議員」という。）に対し政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第二条** 政務活動費は、会派及び無会派議員に対し交付する。

(会派に対する交付額及び交付の方法)

**第三条** 会派に対する政務活動費は、各月一日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額十五万円を乗じて得た額を四月から六月まで、七月から九月まで、十月から十二月まで及び一月から三月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに交付する。ただし、基準日において当該会派の所属議員（以下「所属議員」という。）の辞職、失職、除名若しくは死亡（以下「辞職等」という。）又は所属会派からの脱会があつた場合、当該議員は当該会派の所属議員数に含まないものとする。

- 2 会派に対する政務活動費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、一四半期の途中において所属議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月（その日が基準日に当たる場合は、前月）までの月数分を交付する。
- 3 一四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から会派に対する政務活動費を交付する。
- 4 基準日において議会の解散があつた場合は、当月分の会派に対する政務活動費は交付しない。
- 5 会派に対する政務活動費は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める日に交付する。

(無会派議員に対する交付額及び交付の方法)

**第三条の二** 無会派議員に対する政務活動費は、基準日在職する当該無会派議員に月額十五万円を四半期ごとに交付する。ただし、基準日において当該議員の辞職等があつた場合又は会派の所属議員となつた場合は、当該辞職等があつた日又は当該会派の所属議員となつた日の属する月分の当該無会派議員に対する政務活動費は交付しない。

- 2 無会派議員に対する政務活動費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付

する。ただし、一四半期の途中において当該無会派議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月（その日が基準日に当たる場合は、前月）までの月数分を交付する。

3 基準日において議会の解散があつた場合は、当月分の無会派議員に対する政務活動費は交付しない。

4 無会派議員に対する政務活動費は、規則で定める日に交付する。

（交付額の調整）

**第四条** 政務活動費の交付を受けた会派が一四半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回る場合は、当該下回る額を当該会派に追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回る場合は、当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が一四半期の途中において解散したときは、当該会派は、解散した日から起算して三十日以内に解散した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた無会派議員は、一四半期の途中において、辞職等若しくは会派への所属又は議会の解散があつた場合には、これらの事由が生じた日から起算して三十日以内に、その日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

**第五条** 政務活動費は、会派及び無会派議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、区民相談、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（会派及び会派の経理責任者並びに無会派議員の責務）

**第六条** 政務活動費の交付を受けた会派及び無会派議員は、政務活動費の適正かつ透明性を確保した執行に努めなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならぬ。

3 経理責任者は、会派の政務活動費を管理し、その収支を明らかにするよう努めなければならない

い。

4 政務活動費の交付を受けた無会派議員は、当該議員の政務活動費を管理し、その収支を明らかにするよう努めなければならない。

(年度収支報告書の提出)

**第七条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、当該会計年度における政務活動費に係る収入及び支出について、年度政務活動費収支報告書（以下「年度収支報告書」という。）を当該会計年度終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、会派が解散した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会計年度における政務活動費に係る収入及び支出について、年度収支報告書を作成し、会派が解散した日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた無会派議員は、第四条第三項に規定する場合又は任期が満了する場合は、第一項の規定にかかわらず、当該会計年度における政務活動費に係る収入及び支出について、年度収支報告書を作成し、これらの事由が生じた日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

(四半期収支状況報告書の提出)

**第八条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、各四半期における政務活動費に係る収入及び支出の状況について、四半期政務活動費収支状況報告書（以下「四半期収支状況報告書」という。）を作成し、当該支出に係る証拠書類（以下「証拠書類」という。）を添付して、各四半期終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、会派が解散した場合には、前項の規定にかかわらず、解散した日の属する月までの収入及び支出について、四半期収支状況報告書を作成し、証拠書類を添付して、解散した日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた無会派議員は、第四条第三項に規定する場合又は任期が満了する場合は、第一項の規定にかかわらず、これらの事由が生じた日の属する月までの政務活動費に係る収入及び支出について、四半期収支状況報告書を作成し、証拠書類を添付して、その日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

(透明性の確保)

**第九条** 議長は、前二条の規定により提出された年度収支報告書、四半期収支状況報告書及び証拠書類について、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 議長は、第七条の規定により提出された年度収支報告書を公表するものとする。

(年度収支報告書の写しの送付)

**第十条** 議長は、第七条の規定により提出された年度収支報告書の写しを区長に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

**第十一條** 政務活動費の交付を受けた会派及び無会派議員は、当該会計年度において交付を受けた政務活動費の総額から、第五条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(年度収支報告書等の保存及び公開)

**第十二条** 議長は、第七条及び第八条の規定により提出された年度収支報告書、四半期収支状況報告書及び証拠書類を、これらの属する会計年度終了日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の四半期収支状況報告書及び証拠書類の公開については、東京都北区情報公開条例（平成十二年十二月東京都北区条例第六十三号）の規定によるものとする。

(委任)

**第十三条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表（第五条関係）

項目	内容
調査研究費	会派及び無会派議員が行う区の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派及び無会派議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
資料作成費	会派及び無会派議員が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派及び無会派議員が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派及び無会派議員が行う政務活動、区政について区民に報告するために要する経費
広聴費	会派及び無会派議員が行う区民からの区政及び会派及び無会派議員の

	活動に対する要望、意見の聴取、区民相談等の政務活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派及び無会派議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派及び無会派議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等 各種会議への会派及び無会派議員としての参加に要する経費
人件費	会派及び無会派議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派及び無会派議員が行う政務活動に必要な事務所の設置、管理に要 する経費
事務費	会派及び無会派議員が行う政務活動のための事務に要する経費

○東京都北区長等の給料等に関する条例

昭和三一年一二月一日条例第一三号

(この条例の目的)

**第一条** 区長、副区長及び教育長（以下「区長等」という。）の受ける給料、旅費及びその他の給与については、この条例の定めるところによる。

(給料の額)

**第二条** 区長等の給料の額は、別表第一のとおりとする。

(旅費)

**第三条** 区長等が公務により旅行したときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料とし、その額は別表第二のとおりとする。

(その他の給与)

**第四条** 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

(給料、地域手当、通勤手当及び旅費の支給方法等)

**第五条** 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第九号）の適用を受ける職員の例による。

(期末手当の支給方法等)

**第六条** 期末手当の額は、別表第三に掲げる額の合計額に、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

**別表第一** (第二条関係)

区長 月額 一、一六二、〇〇〇円

副区長 月額 九三〇、七〇〇円

教育長 月額 八五二、三〇〇円

**別表第二** (第三条関係)

区長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）中、内閣
----	------------------------------------

	総理大臣等中その他の者相当額
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者相当額
教育長	

**別表第三** (第六条関係)

- 一 別表第一に規定する給料の月額に地域手当の月額を加えた額
- 二 前号の額に百分の二十を乗じて得た額
- 三 別表第一に規定する給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額

**別表第四** (第六条関係)

区分		割合
区長	六月に支給する場合	百分の百九十七・五
	十二月に支給する場合	百分の百九十七・五
副区長	六月に支給する場合	百分の百九十七・五
	十二月に支給する場合	百分の百九十七・五
教育長	六月に支給する場合	百分の百九十七・五
	十二月に支給する場合	百分の百九十七・五

○東京都北区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和三一年一〇月一日条例第九号

(目的)

**第一条** この条例は、北区教育委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めることを目的とする。

(報酬の額)

**第二条** 委員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

**第三条** 報酬は、その者が委員の職に就いた当月分から任期満了、辞職、失職、解職、死亡等によりその職を離れた当月分までを支給する。

2 報酬を受ける委員が、月の中途においてその職に就いたとき、又はその職を離れたときの当月分の報酬は、前項の規定にかかわらず、在職日数に応じて支給する。別表に掲げる職務の間に異動があった場合もまた同様とする。

3 前二項の規定にかかわらず、報酬を受ける委員が傷病等により月の全て又はその大部分の日ににおいてその職責を果たすことができないと認められるときは、当月分の報酬の全部又は一部を支給しないことができる。

(報酬の支給期日)

**第四条** 報酬は、毎月分をその月の末日までに支給する。

(費用弁償)

**第五条** 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により、委員が会議への出席その他の勤務を行うため旅行をしたとき及び公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として二、〇〇〇円を支給する。ただし、公用車を利用したときは、支給しない。

3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第一項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料の九種としその額は、副区長相当額とする。

4 旅費の支給方法は、東京都北区の一般職の職員の例による。

**別表** (第二条関係)

職務代理者 月額 二四五、〇〇〇円

委員 月額 二四五、〇〇〇円

○東京都北区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成三年一二月一三日条例第三七号

(通則)

**第一条** 東京都北区選挙管理委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

(報酬の額)

**第二条** 委員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

**第三条** 報酬は、それぞれ次の方法によつて支給する。

一 日額をもつて定められた報酬は、その者が会議への出席その他職務に従事した当日分を支給する。

二 月額をもつて定められた報酬は、その者が委員となつた日の属する月分からその職を離れた日の属する月分までを支給する。

2 前項第二号の規定にかかわらず、その者が月の中途において委員となつたとき又はその職を離れたときの当月分の報酬は、在職日数に応じて支給する。別表に掲げる職務の間に異動があつた場合も同様とする。

3 第一項第二号及び前項の規定にかかわらず、その者が傷病等により月の全て又はその大部分の日においてその職責を果たすことができないと認められるときは、当月分の報酬の全部又は一部を支給しないことができる。

(報酬の支給期日)

**第四条** 報酬は、それぞれ次に定める期日に支給する。

一 日額をもつて定められた報酬は、月の初日からその月の末日までの間における会議への出席その他職務に従事した日数により計算したその月分の総額を翌月十日までに支給する。

二 月額をもつて定められた報酬は、毎月分をその月の末日までに支給する。

(費用弁償)

**第五条** 委員が公務のため旅行したときは、順路により費用を弁償する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料の九種とし、その額は、別表に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、委員が会議への出席その他公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として一日につき二、〇〇〇円を支給する。ただし、公用車を利用したと

きは、支給しない。

4 費用弁償の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第九号）の適用を受ける職員の例による。

別表（第二条及び第五条関係）

職務	報酬の額	費用弁償の額
委員長	月額 二九四、〇〇〇円	東京都北区長等の給料等に
職務代理者	月額 二四五、〇〇〇円	関する条例（昭和三十一年
委員	月額 二四五、〇〇〇円	十二月東京都北区条例第十
補充員	日額 九、四〇〇円	三号）中副区長相当額

○東京都北区監査委員の給与等に関する条例

平成三年一二月一三日条例第三六号

(通則)

**第一条** 東京都北区監査委員（以下「監査委員」という。）の給料等及び旅費並びに報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

(給料及び報酬)

**第二条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百九十六条第一項の識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、月額六十四万三千二百円とする。

2 識見監査委員で非常勤のものの報酬の額は、月額三十万九千円とする。

3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額十五万五千円とする。

(旅費及び費用弁償)

**第三条** 監査委員が公務のため旅行したときは、順路により旅費を支給し、又は費用を弁償する。

2 旅費又は費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料の九種とし、その額は、東京都北区長等の給料等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十三号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、監査委員（常勤の監査委員を除く。）が会議への出席その他公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として一日につき二千円を支給する。ただし、公用車を利用したときは、支給しない。

(その他の給与)

**第四条** 常勤の監査委員に対しては、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 地域手当及び通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に百分の百九十七・五を乗じて得た額とする。

一 第二条第一項に規定する給料の月額に地域手当の月額を加えた額

二 前号の額に百分の二十を乗じて得た額

三 第二条第一項に規定する給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額

(給与等の支給方法)

**第五条** 給料、地域手当、通勤手当及び期末手当の支給条件、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

- 2 報酬は、その者が監査委員となつた日の属する月分からその職を離れた日の属する月分までを支給する。ただし、月の中途において監査委員となつたとき又はその職を離れたときの当月分の報酬は、在職日数に応じて支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、その者が傷病等により月の全て又はその大部分の日においてその職責を果たすことができないと認められるときは、当月分の報酬の全部又は一部を支給しないことができる。
- 4 報酬は、毎月分をその月の末日までに支給する。
- 5 旅費及び費用弁償の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第九号）の適用を受ける職員の例による。  
(職務執行者に対する適用)

**第六条** 法第百九十七条ただし書の規定により監査委員の職務を行う者については、第二条から前条までの規定を適用する。

○東京都北区長等の退職手当に関する条例

平成一〇年三月三〇日条例第一号

(目的)

**第一条** この条例は、区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員（以下「区長等」という。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

**第二条** 退職手当は、区長等が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。区長等が任期満了により退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び区長等となつたときもまた同様とする。

(普通退職の場合の退職手当の額)

**第三条** 退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

区長	勤続期間一年につき	百分の五百
副区長	勤続期間一年につき	百分の四百
教育長	勤続期間一年につき	百分の三百
常勤の監査委員	勤続期間一年につき	百分の二百四十

(傷い、疾病、死亡等による退職の場合の退職手当の額)

**第四条** 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の八に定める程度の傷い、疾病によりその職に堪えず退職した者、死亡により退職した者及び非違によることなく勧奨を受けて（非違によることなく、区長については地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十八条の規定に該当した場合及び副区長については同法第百六十三条ただし書の規定に該当した場合を含む。）退職した者に対する退職手当の額は、前条の規定により計算した額に、百分の百五十を乗じて得た額とする。

(整理退職の場合の退職手当)

**第五条** 法令又は条例等の改廃により、その意に反し退職した者に対する退職手当の額は、第三条の規定により計算した額に百分の百八十を乗じて得た額とする。

(非違により勧奨を受けて退職した者に対する退職手当)

**第六条** 区長等が非違により勧奨を受けて退職した場合においては、第三条の規定により計算した額に百分の五十を乗じて得た額をもつてその者の退職手当の額とする。

(国家公務員から引き続いて副区長に選任された者に係る退職手当の特例)

**第七条** 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規

定する職員をいう。以下同じ。) を退職した者 (当該退職により同法の規定による退職手当の支給を受ける者を除く。) で当該退職の日又はその翌日に副区長に選任されたもの (以後引き続いて副区長に選任された場合を含む。) については、その者の同法に規定する国家公務員としての勤続期間は、副区長としての勤続期間に通算する。

2 前項に規定する者の退職手当の額は、第三条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 副区長に選任された日から退職した日 (副区長から引き続いて副区長に選任された場合は、副区長としての最終の退職の日。以下この号において同じ。) までの勤続期間及び退職した日におけるその者の副区長としての給料月額を基礎として、第三条から前条までの規定の例により計算した額

二 前項の規定により副区長としての勤続期間に通算される国家公務員としての勤続期間及び副区長に選任される直前の国家公務員を退職した日に受けたその者の俸給月額 (当該俸給月額に改定があった場合は、副区長としての最終の退職の日における改定後の俸給月額) に相当する額を基礎として、職員の退職手当に関する条例 (昭和五十年三月東京都北区条例第十号) の規定の例により計算した額

3 第一項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が当該退職の日又はその翌日に再び副区長に選任されたときは、引き続いて在職したものとみなし、第二条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

4 第一項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が当該退職の日又はその翌日に再び国家公務員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(その他)

**第八条** 第二条の規定による遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位、遺族からの排除、勤続期間の計算、退職手当の支給の制限、刑事事件に関し退職した場合等における退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め並びに退職手当の返納その他退職手当の支給に関しては、一般職の職員の退職手当について定められているものの例による。

○東京都北区長の退職手当の特例に関する条例

令和五年六月三〇日条例第二三号

東京都北区長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に区長の職にある者の同日を含む任期に係る退職手当は、東京都北区長等の退職手当に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第一号）第二条の規定にかかわらず、これを支給しない。